

第 6 号議案

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例の 制定について

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、宿泊施設を新設又は増設する事業者に対して必要な奨励措置を講じることにより、市内における宿泊施設の立地を促進し、観光の振興、にぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 2 項に規定するホテル営業又は同条第 3 項に規定する旅館営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。以下それぞれ「ホテル営業」及び「旅館営業」という。）の用に供する施設及びその同一敷地内の付属施設をいう。
- (2) 宿泊施設事業者 ホテル営業又は旅館営業を営み、又は第三

者に営ませる法人又は個人をいう。

(3) 立地 次に掲げる行為をいう。ただし、土地のみの取得はこれに該当しない。

ア 新設 既存宿泊施設の敷地以外の場所に、新たに延床面積 300 平方メートル以上の宿泊施設を設置することをいう。

イ 増設 既存宿泊施設の敷地及び当該敷地と一体的な利用ができることと市長が認める敷地にある建築物において、新たに延床面積 300 平方メートル以上の使用されたことのない客室を有する宿泊施設を設置することをいう。

(4) 開業日 新設にあつては宿泊施設において営業を開始した日、増設にあつては宿泊施設において増設した部分の営業を開始した日をいう。

(5) 新規常用雇用者 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者であつて、次の要件のいずれにも該当するもの（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者を含まないものとする。）をいう。

ア 開業日の前 6 月から開業日の後 6 月までの間に雇用される者

イ 雇用の日から 1 年以上継続して雇用される者

(6) 投下固定資産総額 立地する宿泊施設の開業日までに取得した固定資産（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）のうち、新たに宿泊施設の用に供するものの取得価額の合計額をいう。

(7) 親会社 他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準じる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している企業をいう。

(8) 子会社 前号の他の企業をいい、親会社及び子会社又は子会社が、他の企業の意思決定機関を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。

(指定)

第3条 第4条に規定する奨励措置を受けようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす宿泊施設事業者とし、あらかじめ市長の指定を受けなければならない。

- (1) 新規常用雇用者が2人以上であること。
- (2) 新規常用雇用者のうち、本市に住所を有する者が1人以上であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 地域経済の振興に寄与すると認められる経済団体に加入していること。
- (5) 投下固定資産総額が13,000,000円以上であること。
- (6) 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）に掲げる暴力団員等でないこと。

2 前項の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 前項の申請は、親会社の子会社と共同で立地しようとするときは、連名により提出することができる。

（奨励措置）

第4条 市長は、第1条の目的を達成するために、宿泊施設事業者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第13条に規定する地域経済牽引事業計画を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、法第24条に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税については、亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号。以下「条例」という。）第52条の規定にかかわらず、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。）の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。

2 市長は、第1条の目的を達成するために、宿泊施設事業者が前項に規定する京都府知事の承認又は主務大臣の確認を受けられなかった場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税については、条例第52条

の規定にかかわらず、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。）の翌年度に限り固定資産税を免除することができるものとする。

（指定等の通知）

第5条 市長は、第3条の申請があったときは、第12条に規定する亀岡市宿泊施設立地審査会の意見を聴くとともに、当該内容について審査し、必要に応じて現地調査を行い、その結果を規則の定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第6条 前条の規定により指定の通知を受けた者（以下「指定事業者」という。）は、第3条の規定による申請事項に変更が生じたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第7条 指定事業者は、宿泊施設の相続、合併その他の事由により当該宿泊施設を他人に承継する必要があるときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合には、当該宿泊施設を承継する者に対して、当該奨励措置を継続することができる。

（指定の取消し等）

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条に規定する指定を取り消し、又は奨励措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) 第3条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (2) 正当な理由によることなく、指定に係る宿泊施設において開業日から5年を経過する日までにおいて、営業の休止又は廃止をしたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により奨励措置を受けたとき。
- (4) その他市長が奨励措置を行うことが適当でないとき。

（固定資産税の徴収）

第9条 市長は、前条の規定により指定の取消し等を受けた者から、既に免除した固定資産税について、その免除した額の全部又

は一部を徴収することができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、指定事業者に対し、必要に応じ報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(便宜の供与)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この条例に定めるもののほか、宿泊施設の立地について便宜の供与をすることができる。

(審査会)

第12条 市長の諮問に応じ、宿泊施設事業者の宿泊施設立地促進について審議させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関として亀岡市宿泊施設立地審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 市長は、第3条第1項の規定による指定をしようとするとき及び第8条の規定による指定の取り消しをしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

3 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

亀岡市宿泊施設の立地促進に関する条例案要綱

- 1 宿泊施設を新設又は増設する事業者に対して必要な奨励措置を講ずることにより、宿泊施設の立地を促進し、観光の振興、にぎわいの創出及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とすること。
- 2 宿泊施設を新設又は増設する事業者に対し、3年又は1年を限度として当該宿泊施設に係る固定資産税を免除する奨励措置を定めること。
- 3 この条例は、平成30年7月1日から施行すること。